

滋賀県指定有形文化財大瀧神社本殿保存修理工事について

主任研究員 廣岡幸義／研究員 丸野海里

1. はじめに

滋賀県多賀町に所在する大瀧神社本殿は、令和5年5月から令和7年3月まで2ヶ年にわたり滋賀県及び多賀町の補助を受けて、耐震診断及び保存修理工事を実施した。当協会は耐震診断及び設計監理業務を行った。本稿では保存修理工事の概要と耐震診断及び工事に際して考察した点を調査事項として報告する。



図1 大瀧神社位置図

2. 大瀧神社について

大瀧神社の創建は、詳しい事は不明であるが『淡海落穂集』に大同2年(807)に坂上田村麻呂將軍の御願により礼所が建立されたとあり、それ以前の鎮座

といわれている。多賀大社の奥宮あるいは末社と考えられ、祭神は雨と水脈を司り農作物の豊作を授けるといわれる高たか竈おかみ神、關くら竈おかみ神で、祭礼日は5月5日である。

摂社は犬上神社、大雷神社、富王稲荷等があり、なかでも犬上神社は獵犬「小石丸」(由緒により「小田丸」「小白丸」と呼ぶ)の伝承で知られている。境内には北東から南東に流れる犬上川があり、そこは「大蛇の淵」と呼ばれ村人に危害を加える大蛇が住んでいた。ある時小石丸を連れた狩人が境内北にある松の下で休憩した際、大蛇が狩人を襲いかかろうとした。危険を知らせる為、小石丸が吠え、あまりにも執拗なため狩人は犬の首を刎ねて鎮まらせた。すると刎ねた首が飛んで行き大蛇を食い千切り狩人を救ったという。後年狩人を救った獵犬を弔うために境内に祀ったといわれている。犬上神社の例祭は11月最初のいぬ戌の日で獵犬家、愛犬家が犬を引き連れて参詣している。

境内は紅葉や溪谷の景色が有名で、秋になると多数の観光客で賑わう。その景勝は古来から有名であったらしく、鎌倉時代初期の歌人藤原俊成が当社の風景を詠んでいる¹⁾²⁾。

3. 大瀧神社本殿について

大瀧神社本殿は一間社流造、檜皮葺の社殿である(図2、口絵7、8)。三代将軍家光(1604～1651)により寛永年間に行われた多賀大社の造営時、奥宮末社の一つとして寛永15年(1638)に建立された。

平面は一間四方の身舎を前後に二分して、前側を外陣、奥側の床を一段高くして祭神を祀る内陣とする。身舎三方に高欄を置いた縁を廻らせ、背面壁通りの両側に脇障子を立てる。正面格子戸の前に木階があり、向拝部分は一段低い浜縁とする。柱は、身舎は丸柱、向拝は角柱で、柱を含めて梁など構造部材全体が丹で塗装されている。壁は板壁で床下、妻面にも建てこまれ、外部と室内に胡粉を塗る。柱の頂部に斗拱を置き、渦を彫刻した虹梁、身舎向拝は同じく渦彫刻が施された海老虹梁で繋ぐ。各梁の上にはそれぞれ異なる彫刻が施された墓股を置く。軒は二軒とする。虹梁上の妻はいのこさす豕扱首を組む。屋根は檜皮葺で、棟には銅板を巻いた箱棟の上に千木と勝男木、両端に鬼板を置き、飾金具で装飾する。両側面には破風板の内側に雨除けのためにしぶき除けを立てる。

一間社としては滋賀県内では最大規模に属する大きさで、柱径は約30cmあり木太い堂々とした社殿である。柱梁などの部材の構成が明確で、虹梁の両端に施された渦彫刻は若葉等の装飾が無い単純な円弧である。斗拱の配置は柱上のみで、斗拱間には墓股を配置し(写真1～4)、全体は抑制のきいた装飾で寛永時代の一特徴がよくあらわれている。昭和48年(1973)には滋賀県指定有形文化財となった。

建立後定期的に屋根葺替を中心とした修理が行われている。江戸時代においては多賀大社の修理、造営に合わせて実施され、近年では昭和27年及び昭和54年(1979)に実施された。

4. 修理工事の概要

前回修理より約40年が経過し、屋根の損傷が目立ち耐用年限に達していたため修理工事着手に至った。令和5年度は耐震診断を実施し、2年度目に屋根葺替及び耐震診断の結果に応じた補強工事を実施した。施工は入札により株式会社松村工務店が請負った。令和6年8月に着工し、素屋根を建設し、檜皮葺を解体後、屋根木工事、檜皮葺を行い、終了後素屋根を解体した。その他、縁板の修理、しぶき除けの修理、外部板壁の胡粉塗り及び墓股の彩色修理、土間左官修理、床下に構造補強材取付を行い、令和7年3月に竣工した。

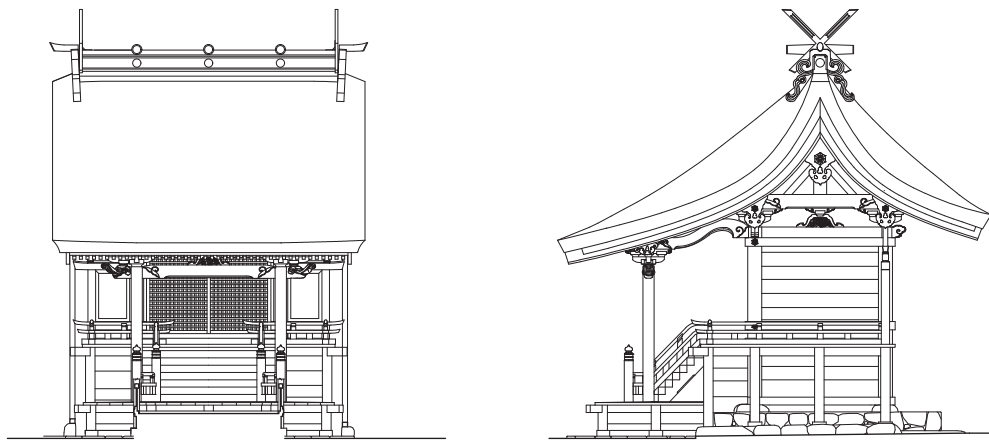
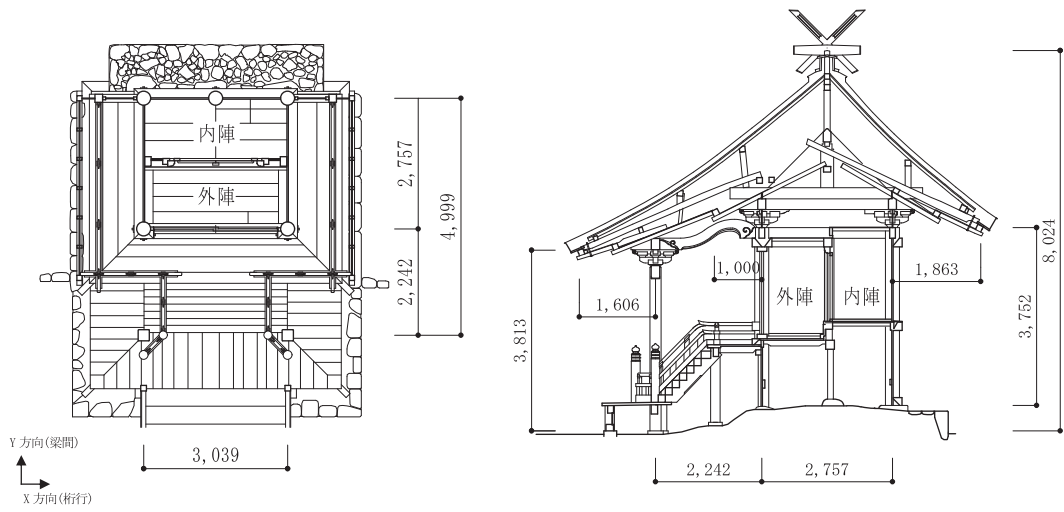


图2 平面图·立面图·断面图



写真1 外陣正面 臺股



写真2 向拝木鼻 (象鼻)



写真3 身舎木鼻



写真4 向拝虹梁 渦

5. 耐震診断について

5-1 耐震診断

耐震診断に先立ち、実測調査による建物の図面化、ボーリング調査及び常時微動測定など現地調査を行った。ボーリング調査の結果、本殿付近は地表すぐ下が岩盤であり、地盤条件の良い位置に建っている事が判明した。

診断は「重要文化財（建造物）耐震診断指針」及び「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領」に基づき実施した。耐震性能評価は等価線形化法（限界耐力計算）によって行った。

実測図から非線形三次元立体解析モデル（図3）を作成し、変位増分解析を行って算出した耐力と地震動の加速度応答スペクトルとの関係から応答値を求め、必要耐震性能の限界値と比較して評価した。

必要耐震性能は構造特性や使用用途（基本的に建物には人が入らない）を考慮し「安全確保水準」に設定した。安全確保水準における機能維持の限界変形角を層間変形角 $1/60\text{rad}$ 、非倒壊の限界変形角を層間変形角 $1/15\text{rad}$ かつ柱最大変形角 $1/15\text{rad}$ とし、主要な柱、梁等に重大損傷がないか確認した（表1）。

表1 入力地震動のレベルと安全確保水準における構造に対する要求性能

ケース	地震動レベル	必要耐震性能 限界変形角
稀に発生する地震動 中地震動時 (震度5強程度)	建設地において建物供用期間中に1度以上遭遇する事を 想定する地震 (再現期間概ね数10年から50年程度)	機能維持 1/60rad
極めて稀に発生する地震動 大地震動時 (震度6強程度)	建設地における建築物の構造安全性への影響度が最大級の レベル	非倒壊 1/15rad

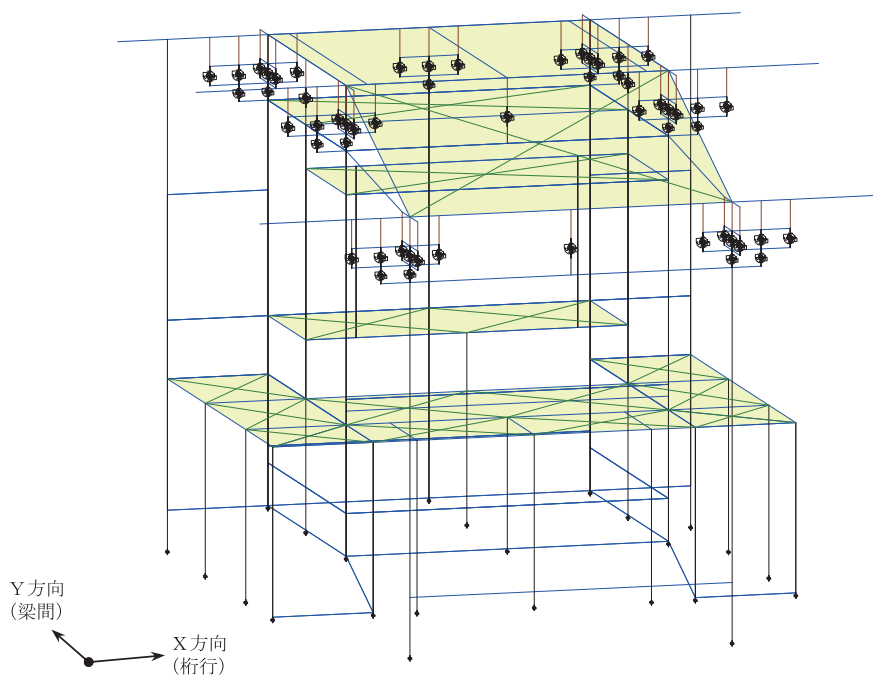


図3 解析モデル図

耐震診断の結果、稀に発生する地震動（中地震動時）に対してはX方向1/167rad、Y方向1/130radとなり、機能維持の限界変形角1/60rad以下となった。極めて稀に発生する地震動（大地震動時）に対してはX方向1/32rad、Y方向1/20radとなり、非倒壊の限界変形角1/15rad以下となった。また柱の変形角についても向拝柱で最大値X方向1/17rad、Y方向1/17radとなり、非倒壊の限界変形角1/15rad以下となった（図4、表2）。

各部材についても木部接合部にめりこみ降伏等が生じているが、主要な柱、梁などの軸部材に折損等の脆性的な破壊が生じていない事を確認した。

以上により現状建物は必要耐震性能を満足していると判断した。

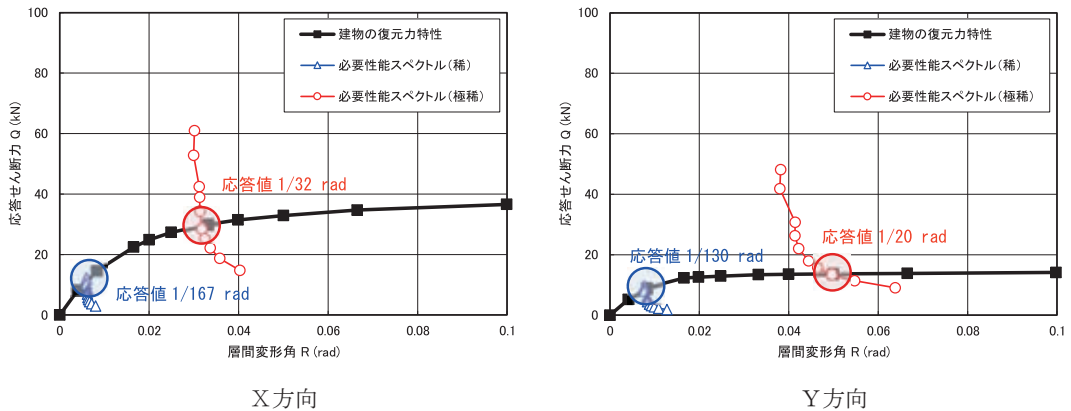


図4 等価線形化法 計算結果

表2 耐震診断結果

診断結果	応答変形角 (rad)			
	中地震動時		大地震動時	
	X (桁行)	Y (梁間)	X (桁行)	Y (梁間)
現 状	1/167	1/130	1/32	1/20

5-2 風荷重に対する検討

建築基準法施行令第87条に定められた風圧力に対して以下の方法により、安全性の確認を行った。

風荷重は、東西面は風圧を受ける面積に差異がないため、同じ風荷重を受けるものとして算出した。南面は幣殿と接続しているため風圧を受ける面は屋根面のみとし、北面は建物周辺に樹木等の有効な遮蔽物が存在することから、建築基準法施行令第87条3項に基づき風荷重を1/2に低減した。

以上の条件から風荷重に対する検討を行った結果、東西南北全ての面において、現状建物の耐力は稀暴風時や極稀暴風時の風荷重を下回り、必要性能を満足する結果は得られなかった (表3、表4)。

表3 風圧力のレベルと構造に対する要求性能

ケース	レベ ル	必要性能
稀暴風時	存在期間中に数回程度遭遇する可能性の高い暴風 (再現期間50年程度)	損傷限界変形 (1/120rad) 時の耐力以下
極稀暴風時	建築物の構造安全性への影響度が最大級の暴風 (再現期間500年程度)	保有水平耐力以下

表4 風荷重検討結果 (Y-(北)は風荷重1/2に低減、現状)

解 析 ケース	方 向	稀暴風時 (kN)		極稀暴風時 (kN)	
		風 荷 重 (W)	損傷限界耐力 ($Q_{1/120}$)	風 荷 重 (1.6W)	保有水平耐力 (Q_u)
現 状	X(東西)	24.66	14.82	39.45	36.57
	Y+(南)	19.97	9.04	31.94	14.10
	Y-(北)	26.13	9.40	41.81	17.19

※赤字は必要耐震性能を満足しないことを示す

5-3 構造補強計画

風荷重に対する検討を踏まえ、必要性能を確保するため、床下の見え隠れの位置に圧縮筋違及び方杖を設置する補強を計画した。補強後の建物に対し検討した結果、稀暴風時、極稀暴風時のいずれについても耐力が風荷重を上回る結果となった(表5、図5)。

表5 風荷重検討結果 (Y-(北)は風荷重1/2に低減、補強後)

解 析 ケース	方 向	稀暴風時 (kN)		極稀暴風時 (kN)	
		風 荷 重 (W)	損傷限界耐力 ($Q_{1/120}$)	風 荷 重 (1.6W)	保有水平耐力 (Q_u)
補強案	X(東西)	24.66	30.43	39.45	47.21
	Y+(南)	19.97	26.40	31.94	33.59
	Y-(北)	26.13	26.60	41.81	35.23

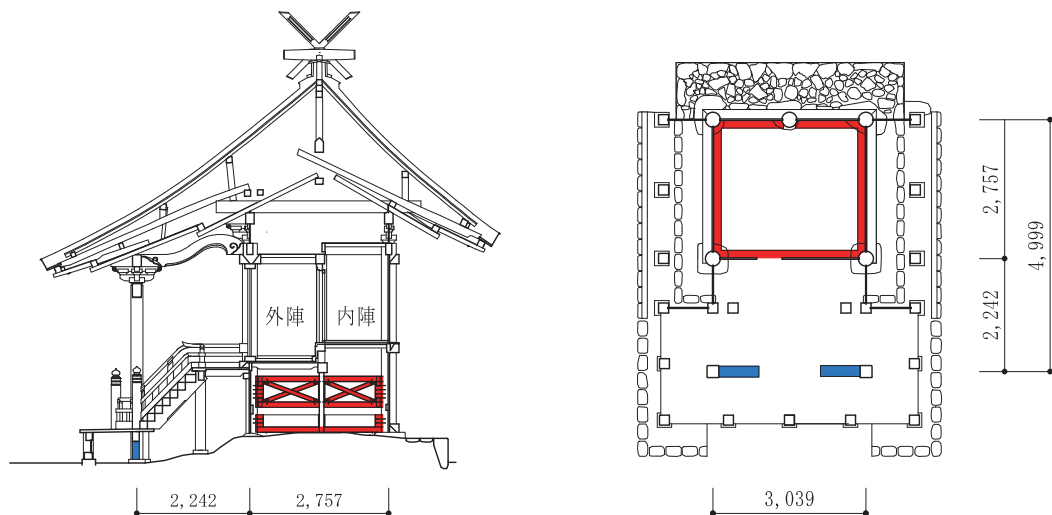


図5 補強材取付図（断面図、平面図（床下））

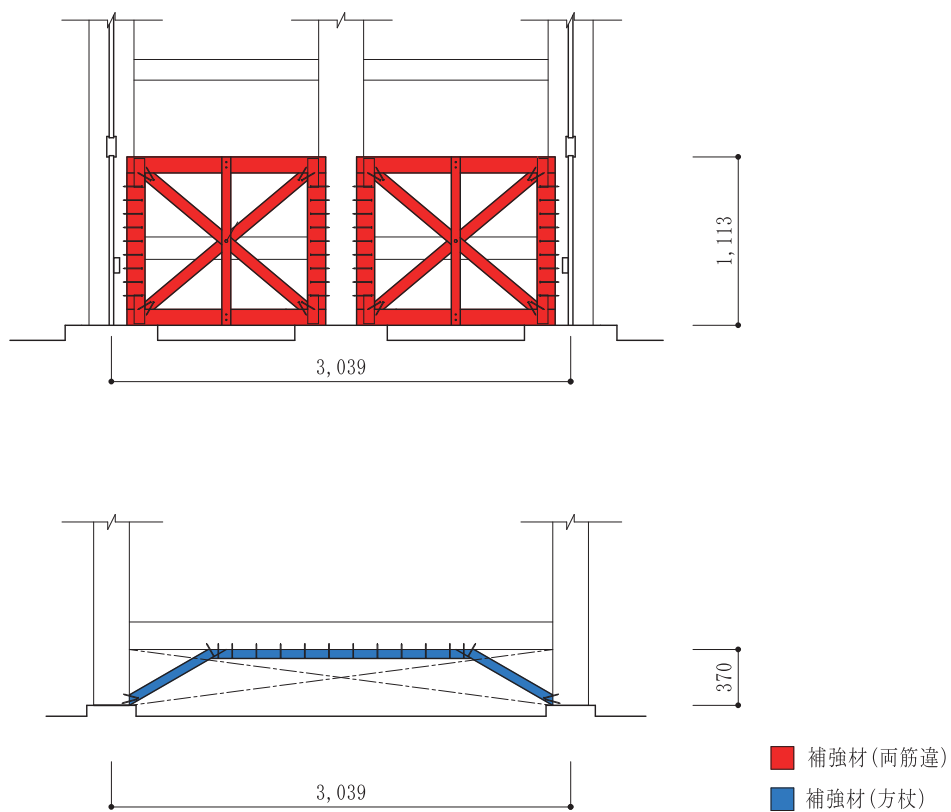


図5 補強材取付詳細図（上：身舎背面、下：向拝）

6. 工事の経過及び概要

6-1 屋根工事

修理前の屋根流れ面は檜皮が痩せて破損が進み、特に背面側の下から半分位の範囲は樹木が繁茂していた（写真5）。軒先の水切銅板はめくれ上がり軒付には苔が生えていたが、両妻の棟付近の軒付は破損が進んでおらず再用とし、それ以外の範囲を解体して葺替えるという修理方針とした。解体に先立ち、棟に取付いている鬼板、千木、勝男木を取外し、箱棟は素屋根から吊り上げた。

棟から檜皮の解体を開始し、軒先に向けて丁寧に解体作業を行った。背面側は樹木が生い茂っており、樹木を取除きながら作業を進めた。

檜皮葺工事は最初に軒付を積む作業から開始した。軒付の厚さは裏板を含めて正面は25cm、背面側は30cmで建物規模からするとやや厚みがある。両妻の棟付近は解体せずに残しているため、今回葺き直す部分との接続が自然となるよう施工した。軒付の木口面は手斧で研って平滑にして仕上げた。軒付上部に水切銅板を取付け、葺き始めは厚めの皮（上目皮）5枚葺いたのち、葺足1.2cmで棟まで葺上げた（写真6）。品軒を葺く際は、箱棟や鬼板など棟の取合いとの調整を図って葺いた。

檜皮は滋賀県内で採取されたものを使用した。前回檜皮を採取してから約十年程度経過した檜の立ち木から採取したものである。

修理前は屋根の断面線がほぼ直線であり、社寺建築特有の反り曲線の特徴がなく、平坦な印象があった。今回野地をやり直す工程に際して、調整を行い反りを付けたため屋根の線を改善することが出来た。



写真5 屋根の破損状況 修理前背面



写真6 檜皮葺施工中 背面

6-2 木工事

当初は屋根の棟飾り及び野地板取替、軒廻り材の修理、縁廻りの雨濡れによる破損箇所の修理を想定していたが、檜皮解体後に小屋束が傾いていることが判明し、工事内容を変更して小屋束の修理を行う事とした。工事費の比で屋根工事の六割程度の工事規模となった。そのため検討事項や調査事項が多くなり、また余裕のある当初の工程が、工期ぎりぎりまで工事をする事になった。

箱棟や鬼板等の棟飾りは銅板で包まれているため目視での破損状況が不明で、屋根から取り外して修理方針を決定した。箱棟及び勝男木は軽微な修理で済んだが、鬼板や千木は破損が著しく再用できず、元の形状にならって新調した。屋根は野地板、野垂木を解体し、小屋束の傾きを修理した。復旧する際破損材を取り変えると共に、軒先の落ち込みと屋根の線の改善を行った（写真7）。軒廻りは屋根と接する破風板と茅負の上端の破損が広範囲に進んでおり、修理を行った。

足元周りでは浜縁の破損した縁板の取替（写真8）としぶき除けの土台と柱下部の修理を実施した。この範囲は前回修理でも多くの材料が取り換えられていた。



写真7 野垂木の復旧状況



写真8 浜縁縁板の修理状況



写真9 棟周りの銹金具および銅板



写真10 身舎正面幕股 彩色剥落止

6-3 金具工事

軸部長押及び高欄に取付けられた六葉、唄及び、笹金具や棟廻りに取付けられた鍔金具、箱棟や鬼板等を包んでいる銅板を修理した（写真9）。六葉などの銅製の金具は番付して取外したのち工場で錆落とし、洗い、歪み直した上、上本金箔二回押しを施しアクリル樹脂塗装した。笹金具などの鉄製金具は取外し後、錆落とし、変形の修正、カシュー塗を行った上で元の位置に取り付けた。桔木の吊金具等取外しが不可能なものについては取付いた状態で修理を行った。降懸魚の六葉は周囲と一体の色みで当初木製と見做していたが、打音して漸く鍔金具である事に気付いた。古色の懸魚の上に金箔押しの六葉を取付けると色の対比に違和感が生じるのではないかと懸念したが、竣工時には馴染んで取付いていた。

6-4 塗装工事

外部の板壁に施されている胡粉塗の塗替と臺股に施されている彩色の剥落止めを実施した。胡粉塗は外陣の内壁と天井及び軒廻りの裏板に施されているが、今回は屋根葺替修理を主としたため、見え掛りの限られた範囲の施工に留めた。既存胡粉の掻き落としに際しては屋根以外をシートで全面的に養生を行い、タワシ等を使用して施工した。十分乾燥したあと髹水引、下塗、上塗2回を実施した。湿気が多い環境で特に背面側は修理前カビが発生していたため、防カビ対策として胡粉に防腐防カビ剤等を混ぜ込み使用した。

彩色の剥落止めは4ヶ所の臺股の内、身舎の3ヶ所の臺股について実施した。表面の埃を刷毛等で取除いた後、養生用の和紙を張り、混合水を塗布して汚れを解離させた。定着力の弱い個所に膠水等を塗布含浸させて剥落止めを行った（写真10）。向拝の臺股はわずかに彩色の痕跡が確認できたが、剥落が進み彩色が残存していなかった。身舎臺股については塗替えの跡がみられた。

軸部全体に丹塗、臺股の彩色、壁及び垂木、裏板等に胡粉塗と建物全体に塗装が施されている。現状では剥落している箇所が多いが、当初は壮麗な姿をしていたことが想像される。今後詳細な塗装の痕跡調査とともに本格的な塗装修理が行われることが期待される。

6-5 左官工事

周囲の犬走の左官工事を実施した。正面及び両側面は三和土による修理を行った。背面の玉石敷は、目地漆喰塗の修理を行った（写真11）。

6-6 建具工事

外陣正面に両引格子戸が建て込まれているが、格子の間から落葉や虫等が入って外陣の床を汚していた。このため日常管理対策として格子戸の室内側に白色のパネルを取付けた(写真12)。



写真11 背面 玉石敷の目地漆喰塗



写真12 正面格子戸の防塵対策 (パネル取付)

6-7 構造補強工事

見え隠れとなる床下に構造補強材を取付けた。向拝柱間に方杖、身舎の四周の壁に沿って両筋違を取付けた(写真13)。

着工後調査の結果、既存の貫材と計画していた補強材が干渉することが明らかになり、補強計画を再検討した上で施工した。室内から狭い床下の室内への長材の搬入について、当初難しいのではないかと想定していた。通常柱に溝を彫って板壁を落とし込み、壁板の取り外しが不可能であるが、床下室内側から壁いたが棧で止められているだけの簡素な納まりのため、容易に取外すことが出来、所定の長材が搬入出来た。

6-8 現場公開

文化財建造物の修理現場では、文化財保存事業の理解を深めるため、現場公開を実施しており、特に滋賀県内では県指定文化財の修理現場でも実施している。本工事では紅葉の観光シーズンが終わった令和6年12月初旬の2日間に実施し、50名の参加があった。檜皮葺が軒先から屋根面の1/4程度葺き進んだ、工事内容が最も理解しやすい時期に実施した。



写真13 身舎床下 構造補強材取付

7. 調査事項

7-1 大瀧神社本殿と同時期に造営された多賀大社の奥宮・末社

大瀧神社本殿は寛永期の多賀大社の造営に際して建立されている。多賀大社の奥宮あるいは末社として同時に建立された建物は大瀧神社の他にも2棟現存する。彦根市京町に所在する千代神社本殿と多賀町敏満寺に所在する胡宮神社本殿である。大瀧神社本殿とともに3棟の建立は寛永15年(1638)で同じである。多賀大社の奥宮あるいは末社は八社が知られており、多賀町の多賀大社を中心に半径4キロ程度の範囲の東方の山麓の地域に分布し、寛永15年に複数の社殿が同時に建てられたが3社以外は当初の社殿は現存しない(図6)。

構造形式は、千代神社本殿と胡宮神社本殿いずれも三間社流造の檜皮葺である。胡宮神社本殿は内陣が両端二室に配置され、向拝は両端間のみ虹梁が掛けられており、一間社流造を連棟にした形式である。彫刻の意匠などは大瀧神社本殿と胡宮神社本殿が非常に近い。文化財指定は千代神社本殿が重要文化財(昭和7年(1932)指定)、胡宮神社本殿は滋賀県指定有形文化財(昭和32年(1957)指定)であり、指定の順番は大瀧神社本殿はこ



図6 多賀大社及びその奥宮・末社位置図
(地理院地図に加筆)



写真14 千代神社本殿



写真15 胡宮神社本殿

(写真14、15は注3)、4)から転載)

の中では一番遅い。建立後、多賀大社の修理が行われた際に同時又は少し遅れて屋根葺替などの修理が行われている。多賀大社や他の記録から、元禄期の修理は前後3年で同時に行われているが、それ以後は全体を終えるまでの期間がやや長くなる。財政上の理由から短期間での複数棟の修理が難しくなっていたようである。安永2年(1773)に多賀大社本殿が焼失し、寛永期の本社本殿が無くなったが、その後も末社奥宮の3棟は今日まで修理が継続して行われ、維持されている。

多賀大社はその後、文化9年(1812)に再建するが、さらに昭和7年(1932)に昭和の造営を実施し国の事業として新しい本殿を建設し境内を整備した。文化9年再建の旧本殿は移築され、滋賀県豊郷町の白山神社本殿として残っている。各時代に建てられた社殿は本社を中心にした地域に分散して残っている³⁾⁴⁾⁵⁾。

7-2 軒廻りの裏甲の無い納まりについて

軒周りの納まりは多くの場合破風板及び茅負の上に裏甲が乗り、その上に檜皮葺の裏板と軒付が乗る。本建物では裏甲が無く、破風板及び茅負の上に屋根が直接乗る納まりである。

この納まりのため破風板上端が木口際で急に前屈みになる(写真16)。裏板が前屈み乗るため、裏板勝ちで取付ける場合破風板の上端が干渉するため、破風上端を削って納めている。屋根が葺き上がると違和感が無いが、解体に際して目にした破風板単体の形状としては違和感があった。



写真16 破風板及び破風板木口
(破風板木口上端が極端に前屈みになる)

修理に際しては茅負と破風板上端の傷みが激しく、檜皮の軒付を修理する殆どの部分を短木修理した。前回修理も同様の修理が行われており、今回の修理と総計すると軒周りのほぼ全部を修理した。雨仕舞の悪い納まりというのが第一印象である。

この納まりの類例は実はかなり多く、京都では賀茂御祖神社本殿(下鴨神社)や賀茂別雷神社本殿(上鴨神社)など同じ流造の社殿であり、古式が伝えられていると言われている。また、奈良の春日神社本殿も破風板の上に直接軒付裏板を乗せるが、眉上部を木口際で切り落とし、眉下部の木口を魚の尾の様な形状として意匠的に納めている。この様に古式な建物で実例があり、あえて雨仕舞の悪い納まりとした理由として考えられるのが式年遷

宮の度に材料を新調するため、この納まりとしたのではないだろうか。

この他の類例では彦根市の千代神社本殿、山城地方で水度神社本殿（二重軒付としている）もあり、滋賀県内では湖南市の上賀茂神社の旧本殿を慶応元年(1865)に移築した吉御子神社本殿などあり類例は非常に多く存在する。

7-3 しぶき除け

本殿の妻側の縁の外に取付けられている板壁を本工事では「しぶき除け」（図7）と称した。近隣の大工の呼称を本工事では使用した。本殿に付属して、風雨及び雪から本殿の妻面を保護する常設の設備である。切妻造（流造）の建物は棟付近で相対的に軒の出が小さくなるため、横なぐりの雨が降れば、妻壁及び縁は雨ざらしになる。本工事では修理前特に足元の損傷が著しかったため修理した。

「しぶき除け」はまた前流れの雨水が正面に接続する幣殿の屋根に落ちて、本体への勿ね返りを防ぐ幣殿の屋根の上に置いた立上りの壁の事を指し、この用法は前回修理時の記録にもあり、筆者もこの用法が馴染み深く、近隣の京都ではお堂と渡廊下の取合い部分でよく見かける。その他前回修理の記録には「仮覆板」や「仮囲い」などが妻に設置されたしぶき除けの用語として用いられていた。しかもこの用語は辞典類で確認出来ない。また聞き取りではこの他に「覆い」や「^{あくしや}幄舎」「上屋」などとも呼ぶらしい。

なお、外部に建つ建物を風雨及び雪から保護する設備として覆屋や雪囲いがよく知られている。覆屋は柱及び屋根とも自立した別建物として本体建物を覆う。古いものでは寺院建築では中尊寺金色堂の覆堂、宇治上神社の覆屋などがあり「鞘堂」と呼ぶ事もある⁶⁾。神社の覆屋は小型から比較的大規模な社殿まで、気候に関係なくどの地

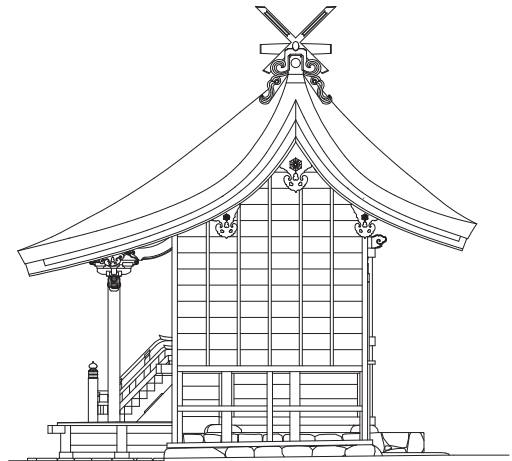


図7 しぶき除け



写真17 京都府北部（京丹後市）のしぶき除の事例

域でも目にする。雪囲いは多雪地域にみられ建物の周囲の軒に支柱を建てたり、壁にもたれかけさせて、シートや波板、茅、板などで建物を覆っている。現在、民家では常設のものも多いが、社寺では冬季限定の仮設が多くみられる。「しぶき除け」はこの二者のうち雪囲いに近いと思われ、構造として自立しないが、常設している点が特徴となると思う。その分布は、滋賀県ではやや緯度が高い地域に分布しており⁷⁾、近隣では甲良神社本殿（県指定有形文化財）や胡宮神社本殿でも設置されている。一方他地域では、京都府北部で多くの事例を目にした事があるが（写真17）、大瀧神社のしぶき除けは両側面前後の降懸魚よりやや広い範囲を覆うのに対し、正面を残し三方をすっぽり囲むものであり、また板の張り方も横板（下見板）では無く、縦板張であり地域的な差異がみられる。

8. おわりに

本工事では屋根葺替及び部分修理という事であったが想定以上に木部の工事が多く、短い時間であったが屋根及び補強工事等の検討事項が多岐にあった。資料では多賀大社との繋がりから資料や関連遺構が多く現存しており、今回の工事期間中に考察する機会を得た。

本工事の実施にあたり、事業者である大瀧神社、工事を施工した株式会社松村工務店、滋賀県及び多賀町のご担当者、その他関係者のご協力を頂いた事で竣工を迎える事ができた。この場をお借りして御礼申し上げる。

注：

- 1) 多賀町教育委員会社会教育課編『大瀧神社とその周辺 多賀を世界に発信 大瀧神社編』平成18年
- 2) 『大瀧神社並末社由緒取調書』滋賀県公文書「縣社以下神社拓魂社明細帳 附犬上郡之分」明治35—41年
- 3) 滋賀県教育委員会『重要文化財千代神社本殿修理工事報告書』昭和41年
- 4) 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課『滋賀県指定有形文化財胡宮神社本殿修理工事報告書』昭和43年
- 5) 多賀町教育委員会『多賀町文化財指定記念講演会 多賀大社社殿ならびに奥書院障壁画資料』平成18年
- 6) 朽津信明「日本における覆屋の歴史について」『保存科学 No.50』平成22年度
- 7) 滋賀県教育委員会文化部文化財保護課『滋賀県の近世社寺建築（近世社寺建築緊急調査報告書）』昭和61年

参考文献：

一般財団法人建築研究協会編『滋賀県指定有形文化財 大瀧神社本殿保存修理工事報告書』令和7年